平成28年4月14日以降に発生した熊本地震に被災し、被害を受けられた事業者の皆様方に心からお見舞い申し上げます。

この地震による被害に伴い、平成28年度汚染負荷量賦課金を期限(平成28年5月16日)までに申告・納付することが困難な事業者の方に対しましては、公害健康被害の補償等に関する法律第60条の規定に基づく国税徴収の例により、以下のとおり申告・納付期限を延長することとしております。

| 地域区分 | 延長期限 | 延長手続 |
|---------------|------|------|
| 熊本県の事業者の方 | 未定 | 不要 |
| 上記以外の地域の事業者の方 | 未定 | 必要 |

- (注) 1. 延長期限については、国税庁告示で定める期日まで期限を延長することとなりますが、平成28年4月22日現在、国税庁の告示がなされていませんので、告示され次第ご案内いたします。
 - 2. ご案内する期限内に納付が困難な事業者の方は、機構までご連絡ください。

(本件に対するお問い合わせ先)独立行政法人環境再生保全機構補償業務部 業務課 野口・中村TEL. 044-520-9552FAX. 044-520-2133